

マスカット整形外科医院 保険診療にかかる掲載について 令和7年5月

○当院は保険医療機関です。

○当院では以下の施設基準を届出しております。

- ・明細書発行体制等加算
- ・医療 DX 推進体制加算
- ・運動器リハビリテーション料Ⅱ
- ・脳血管疾患リハビリテーションⅢ
- ・外来ベースアップ評価料Ⅰ
- ・二次性骨折予防管理料

○生活習慣病管理料のお知らせ

令和6年度の診療報酬改定により、高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、令和6年6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。初回および概ね年4回程度『療養計画書』に署名を頂きますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

また患者様の状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期処方を行う場合があります。一部負担金が増える場合がありますので、ご了承ください。

○一般処方名加算のお知らせ

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。当院も一般名処方の推進につとめています。一般名処方にする事は医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

○医療情報取得加算のお知らせ

外来診療における医療情報取得加算について、当院では次のような取組を行っています

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・患者様に対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。
- ・国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定しております。マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

○医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。マイナ保険証利用を促進するなど医療 DX の推進により、質の高い医療の提供に努めております。また、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなど医療 DX にかかる取り組みを実施しております。

以上